

石川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

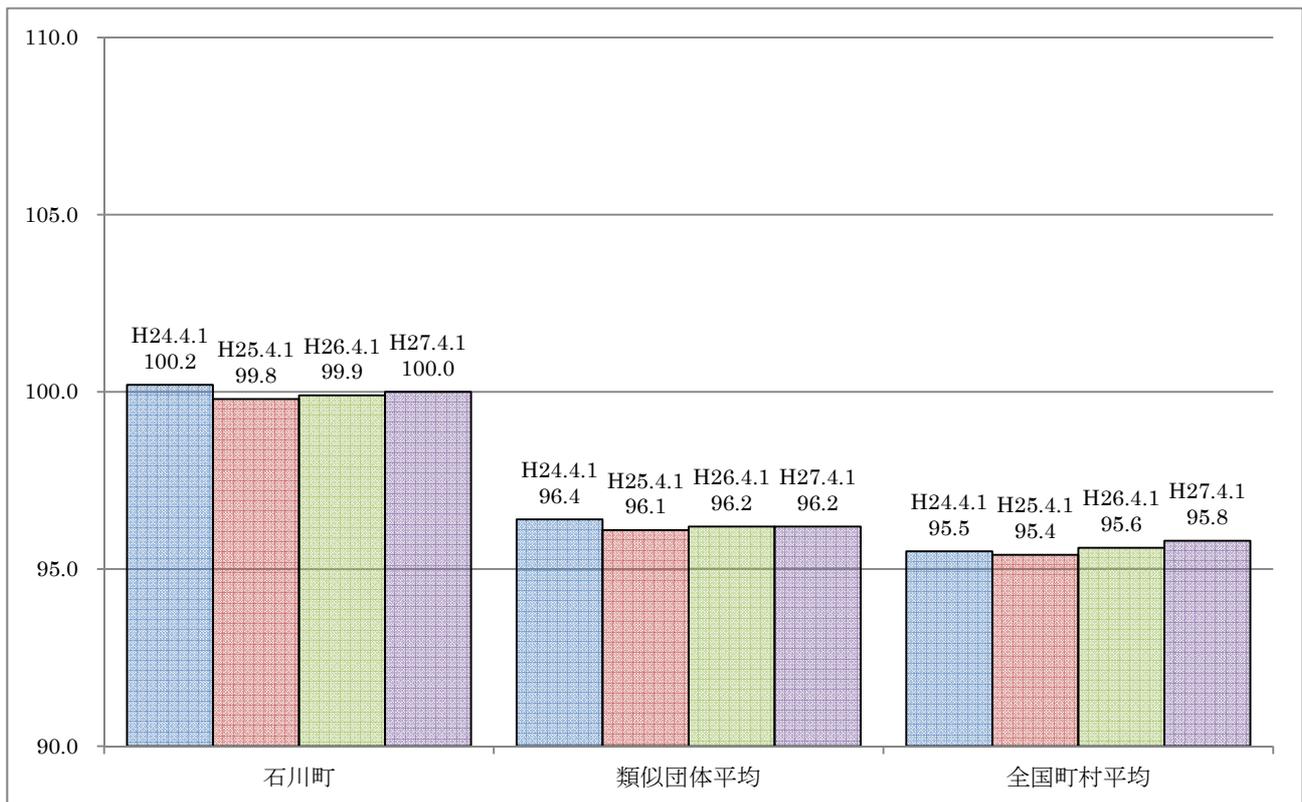
区 分	住民基本台帳人口 (27年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	16,578	8,164,454	286,268	1,384,823	17.0	17.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	129	525,122	66,759	192,434	784,315	6,080	5,617

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況 ※人事委員会を設置していない

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
年度	円	円	円 (%)	%	%	% 0.36

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
年度	月	月	月	月	月	月 4.20

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、福島県に準拠して平均1%引下げ。

若年層については、最高で1.4%の引上げ。高齢層については、最高で3.0%引下げ。

激変緩和のため、5年間(平成32年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合)及び(実施時期) 該当なし

(参考)

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給 割合(H30.4.1)	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
石川町の実給割合	0%	0%	0%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国県と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

(6)特記事項

- ・特別職 給料の一定割合(町長15%、副町長、教育長10%)を平成27年9月まで削減
※給料削減額の6ヶ月相当分を各期の期末手当より減額
- ・一般職 超過勤務の抑制

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(27年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
石川町	42.3歳	326,126円	374,276円	351,861円
福島県	42.8歳	335,000円	420,845円	365,724円
国	43.5歳	334,283円	—	408,996円
類似団体	41.7歳	308,847円	359,512円	331,106円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
石川町	57.1歳	10人	360,440円	397,142円	370,098円	-	-	-	-
うち支援員	56.5歳	6人	377,967円	427,434円	383,926円	-	-	-	-
福島県	53.8歳	258人	370,300円	413,761円	389,774円	-	-	-	-
国	50.2歳	2994人	289,141円	-	328,318円	-	-	-	-
類似団体	48.4歳	12人	295,997円	319,993円	307,309円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値の比較）		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
石川町	6,398,758円	-	-
うち支援員	6,752,023円	-	-

*技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

*年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」データは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

（注）1 「平均給料月額」とは、27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（27年4月1日現在）

区 分		石川町	福島県	国
一般行政職	大学卒	186,000円	186,000円	174,200円
	高校卒	150,800円	150,800円	142,100円
技能労務職	高校卒	141,700円	148,400円	-
	中学卒	128,500円	139,900円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（27年4月1日現在）

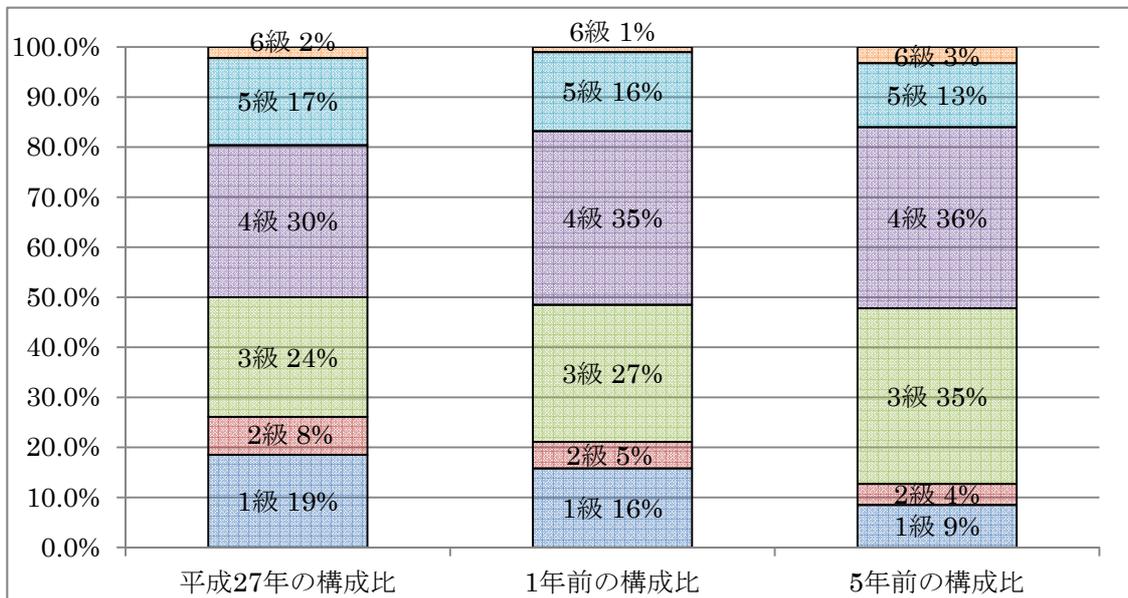
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	303,600円	363,700円	391,700円	402,300円
	高校卒	259,000円	330,600円	376,100円	393,400円
技能労務職	高校卒	-円	-円	-円	373,600円
	中学卒	-円	-円	-円	-円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事補	人 17	% 18.5	円 141,700	円 252,000
2級	主事	人 7	% 7.6	円 193,400	円 310,700
3級	係長、主査	人 22	% 23.9	円 230,300	円 357,800
4級	主幹、課長補佐、主任主査	人 28	% 30.4	円 265,800	円 394,700
5級	課長、主幹	人 16	% 17.4	円 293,200	円 406,700
6級	課長	人 2	% 2.2	円 324,900	円 423,800

- (注) 1 石川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の勤務成績に係る監督者の証明として、1年間の勤務成績を証明する昇給調書により、勤務成績が良好である職員の昇給の号給数を4号（55歳を超える職員は2号）とすることを標準として決定している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

石川町	福島県	国
1人当たり平均支給額（26年度） 1,521千円	1人当たり平均支給額（26年度） 1,684千円	—
(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況（一般行政職）

勤勉手当は6月1日、12月1日にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給している。

(2) 退職手当（27年4月1日現在）

石川町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～20%) 1人当たり平均支給額 20,637千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445月分 勤続25年 29.145月分 勤続35年 41.325月分 最高限度額 49.59月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (割増率2%～45%)

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 勸奨・定年のうち勸奨について、国では平成25年10月31日をもって従来の勸奨退職を廃止し、同年11月1日から応募認定退職を導入している。

(3) 地域手当（〇年4月1日現在） 制度なし

(4) 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		— %		
手当の種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫 作業手当	右記業務に従事し た職員	感染症等防疫作業 に従事した場合	千円 —	日額 290円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	21,511千円
職員1人当たり平均支給年額 （26年度決算）	224千円
支給実績（25年度決算）	18,031千円
職員1人当たり平均支給年額 （25年度決算）	186千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（26年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者：13,000円 子等：6,500円 子(16歳年度初め～22歳年度末)加算：5,000円	同じ		11,936千円	192,516円
住居手当	(借家・借間) 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に対し100円から27,000円	異なる	月額家賃 (支給対象額)	2,195千円	274,375円
通勤手当	(交通機関等利用者) 63,000円まで全額、63,000円を超えた場合その超えた額の2分の1の額を63,000円に加えた額 (交通用具利用者) 通勤距離に応じて2,400円から46,500円(2km以上)	異なる	(交通機関等利用者) 支給限度額 (交通用具利用者) 支給額、支給限度額	6,390千円	65,204円
管理職手当	(課長の職にある職員) 給料月額×12/100 (課長補佐の職にある職員) 給料月額×6/100	異なる	支給区分、 支給額	10,460千円	373,571円
宿日直手当	(宿直) 1回につき7,500円 (日直) 1回につき4,800円 5時間未満の場合2,400円	異なる	支給額	4,134千円	36,263円
管理職員特別勤務手当	(課長の職にある職員) 勤務1回につき6,000円 (課長補佐の職にある職員) 勤務1回につき4,000円	異なる	支給区分、 支給額	708千円	25,286円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
寒冷地手当 (4級地)	(世帯主である職員) 扶養親族あり17,800円 その他の職員10,200円 (その他の職員) 7,360円	同じ		7,404千円	58,299円

5 特別職の報酬等の状況(27年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	678,300円 (798,000円)	(参考)類似団体における最高/最低額 840,000円/543,200円
	副町長	575,100円 (639,000円)	670,000円/486,000円
報酬	議長	304,000円 (320,000円)	340,000円/270,000円
	副議長	239,400円 (252,000円)	280,000円/200,000円
	議員	223,300円 (235,000円)	260,000円/190,000円
期末手当	町長 副町長	(26年度支給割合) 3.05月分	
	議長 副議長	(26年度支給割合) 3.05月分	
退職手当	町長 副町長	(算定方式) 給料月額×在職月数×支給率(48/100) " (29/100)	(1期の手当額) (支給時期) 18,385,920円 任期毎 8,894,880円 "
	備考		

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

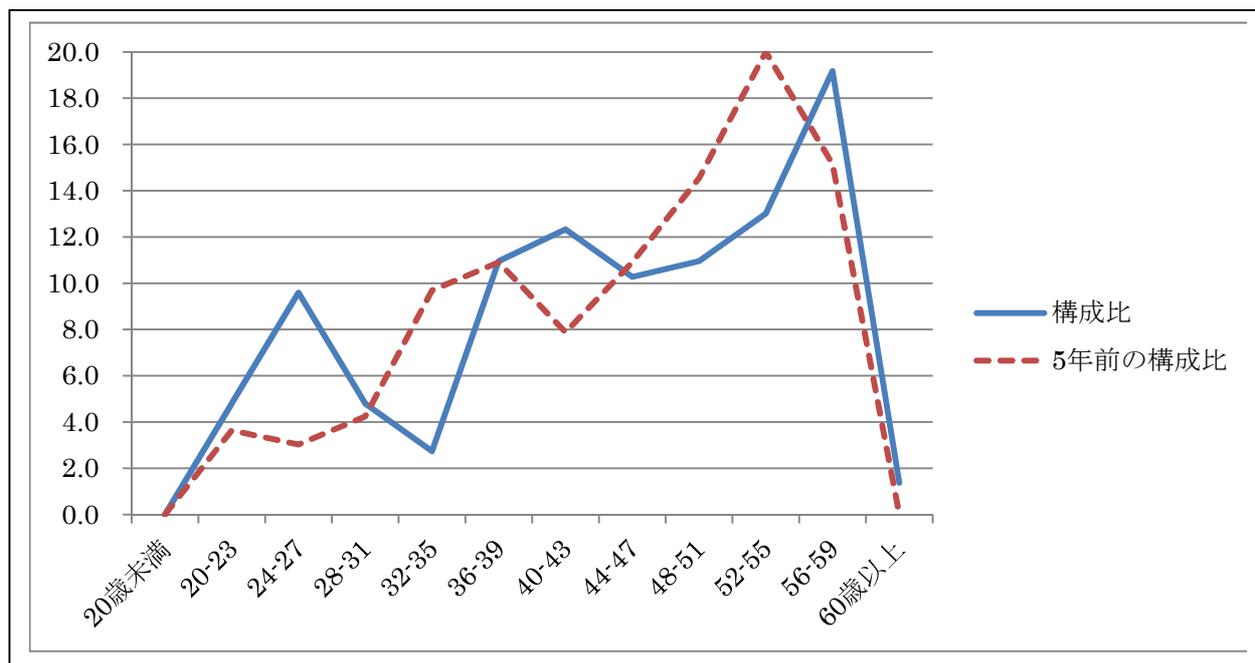
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	
		総務	30	31	1	地方創生総合戦略策定及び国勢調査業務のためのスタッフの充実
		税務	10	9	▲1	徴収業務強化のための業務体制見直し
		農水	10	10	0	
		商工	4	3	▲1	震災復興再生業務担当職員の減
		土木	8	8	0	
		民生	39	37	▲2	退職保育士を臨時職員で対応
		衛生	11	10	▲1	保健センター事務の体制見直し
		小計	114	110	▲4	<参考> 人口1万人当たり職員数66.35人 (類似団体の人口1万人当たり職員数74.50人)
	教育部門	15	14	▲1	小・中学校統合担当職員の減	
	小計	129	124	▲5	<参考> 人口1万人当たり職員数74.80人 (類似団体の人口1万人当たり職員数91.01人)	
公営企業業計等部門	水道	8	8	0		
	その他	14	14	0		
	小計	22	22	0		
合計		151 [234]	146 [234]	▲5 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数88.07人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	7人	14人	7人	4人	16人	18人	15人	16人	19人	28人	2人	146人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	119	116	113	111	114	110	▲9(▲7.6%)
教育	23	21	19	15	15	14	▲9(▲39.1%)
消防	—	—	—	—	—	—	—(—%)
普通会計計	142	137	132	126	129	124	▲18(▲12.7%)
公営企業等会計計	23	22	22	22	22	22	▲1(▲4.3%)
総合計	165	159	154	148	151	146	▲19(▲11.5%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 25年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
26年度	189,396	61,127	44,450	23.5	22.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 水道事業平 均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	7	29,099	4,197	11,154	44,450	6,350	6,219

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、27年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

「1 総括」中、「(6) 特記事項」に記載のとおり

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (27年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
石川町	44.4歳	359,315円	529,685円
団体平均	44.9歳	348,021円	517,229円
事業者	歳		円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

石川町	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額 (26年度) 1,593千円	1人当たり平均支給額 (26年度) 1,521千円
(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分	(26年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.40)月分 勤勉手当 1.50 月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（27年4月1日現在）

石川町			一般行政職・団体平均等		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (割増率2%~20%)			定年前早期退職特例措置 (割増率2%~20%)		
1人当たり平均支給額		一千円	1人当たり平均支給額		20,637千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、26年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

制度なし

エ 特殊勤務手当（27年4月1日現在）

支給実績（26年度決算）		— 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（26年度決算）		— 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（26年度）		— %		
手当の種類（手当数）		1種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症等防疫 作業手当	右記業務に従事し た職員	感染症等防疫作業 に従事した場合	千円 —	日額 290円

オ 時間外勤務手当

支給実績（26年度決算）	435千円
職員1人当たり平均支給年額 (26年度決算)	109千円
支給実績（25年度決算）	1,049千円
職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	210千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (26年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (26年度決算)
扶養手当	配偶者：13,000円 子等：6,500円 子(16歳年度初め～22歳年度末)加算：5,000円	同じ		1,248千円	249,600円
住居手当	(借家・借間) 月額9,500円を超える家賃を支払っている職員に対し100円から27,000円	同じ		296千円	296,400円
通勤手当	(交通機関等利用者) 63,000円まで全額、63,000円を超えた場合その超えた額の2分の1の額を63,000円に加えた額 (交通用具利用者) 通勤距離に応じて2,700円から52,500円(2km以上)	同じ		503千円	100,683円
管理職手当	(課長の職にある職員) 給料月額×12/100 (課長補佐の職にある職員) 給料月額×6/100	同じ		1,168千円	389,190円
宿日直手当	(宿直) 1回につき7,500円 (日直) 1回につき4,800円 5時間未満の場合2,400円	同じ		—	—
管理職員特別勤務手当	(課長の職にある職員) 勤務1回につき6,000円 (課長補佐の職にある職員) 勤務1回につき4,000円	同じ		—	—
寒冷地手当 (4級地)	(世帯主である職員) 扶養親族あり17,800円 その他の職員10,200円 (その他の職員) 7,360円	同じ		547千円	78,143円